

令和7年6月24日

(志賀町工事等請負業者選考委員会決定)

志賀町建設工事請負業者の指名停止について

志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱第2条第1項別表第2に該当すると認められるため、下記のとおり指名停止とする。

1 商号又は名称	株式会社樋口電気工事
2 住所	石川県羽咋郡志賀町長沢二の9番地10
3 指名停止期間	令和7年6月24日から 令和7年7月23日まで(1箇月)
4 理由	本町が発注したLED照明機器(10VA)購入に係る入札において、落札決定後に入札金額の誤りを理由に契約締結を辞退した。 このことは、志賀町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱第2条第1項別表第2(11)に該当すると認められるため、指名停止とする。

【事務担当】

企画財政課 入札契約担当

電話 0767-32-9331(直通)